被仕向外国送金取引規定

岡崎信用金庫

1.（適用範囲）

次の各号に定める取引については、この規定により取扱います。

① 被仕向外国送金取引

② 国内にある当金庫の本支店または他の金融機関にある送金依頼人の預金口座からの外貨建送金取引

③ 外国為替法規上の非居住者と居住者、または非居住者と非居住者との間における国内にある当金庫の本支店または他の金融機関にある送金依頼人の預金口座からの円貨建送金取引

④ その他前各号に準ずる取引

2.（定　義）

この規定における用語の定義は、次のとおりとします。

被仕向外国送金取引

送金依頼人の委託にもとづき、外国にある金融機関もしくは国内にある当金庫の本支店または他の金融機関にある送金依頼人の預金口座から、当金庫に向けて行う次のことをいいます

当金庫の本支店に存在する預金口座に対して、外国にある金融機関の預金口座から一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行より受信することをいいます

3.（受取手続）

当金庫所定の方法により所定の時限までに受付した被仕向送金については、原則として当金庫が受付を開始し、その資金化を当金庫が確認した日に入金手続を行います。上記にかかる当金庫所定の時限を経過した場合、原則として当金庫は翌営業日に入金手続を行うものとします。

4.（当金庫の判断による取扱い）

（1） 被仕向外国送金受取人の受取手続を開始した内容に不備がある場合、当金庫は当該被仕向送金受取手続きを保留します。

（2） 当金庫が被仕向送金受取手続きを開始した後でも、以下の事由の一つにでも該当すると当金庫が認めた場合、当金庫は入金手続を行わないものとします。

① 「外国為替及び外国貿易法」および外国為替関連法規において、当局の許可もしくは承認が必要な取引であって、被仕向外国送金受取人がこれらを受けていることを当金庫が確認できない場合

② 本人確認未済や当金庫への届出等が必要とされる取引があるにもかかわらず、その届出等がなされていない場合

（3） 当金庫が被仕向送金受取手続きを受付した後でも、以下の事由の一つにでも該当すると当金庫が認めた場合、当金庫は入金手続を行わないことがあります。

① 被仕向送金受領目的を当金庫が電話連絡もしくは書類等をもって確認できない場合

② 被仕向送金が「外国為替及び外国貿易法」または外国為替関連法規またはその他の適用される国内外の関連法規に関して当金庫が疑義があると認める場合

③ 被仕向送金が犯罪等にかかわるものであると疑われる等相応の事由があると当金庫が認める場合

5.（必要書類の提出）

被仕向送金受取人が「外国為替及び外国貿易法」等の各種法令において日本銀行などへ報告書等を提出する必要がある場合、その他当金庫が必要と認める場合において、当金庫が定める所定の期限内に当金庫宛に書類等を提出するものとします。

6.（手数料・諸費用）

被仕向外国送金の受取にあたっては、当金庫所定の手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用をいただきます。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。なお、上記手数料等は金融情勢の変化により変更する場合があります。

7.（為替相場）

被仕向外国送金の受付にあたり、当金庫に到着した被仕向送金の通貨と、被仕向送金の指定口座の通貨が異なる場合に適用される為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当金庫の計算実行時における所定の為替相場とします。

8.（災害等による免責）

次の各号に定める損害については、当金庫は責任を負いません。

① 災害・事変・戦争・輸送途中の事故、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむをえない事由により生じた損害

② 当金庫が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害

③ 関係銀行が所在国の慣習もしくは関係銀行所定の手続きに従って取扱ったことにより生じた損害、または当金庫の本支店を除いた関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害

④ 送金依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係に係る損害

⑤ 成年後見制度利用に関する届出書を受領する前に生じた損害

⑥ その他当金庫の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

9.（譲渡、質入れの禁止）

本規定による取引にもとづく被仕向外国送金受取人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

10.（預金規定の適用）

被仕向外国送金受取人が、送金資金等を預金口座へ振替をして受取の依頼をする場合における預金の入金については、関係する預金規定により取扱います。

11.（法令、規則等の遵守）

本規定に定めのない事項については、日本および関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。

12.（準拠法・管轄）

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に関連して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

13.（規定の変更等）

（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

（2020 年 4 月 1 日現在）